検討すべき事項(案)

|1. 対応指針の適用対象

(1)対象となる事業者

○ 一つの対応指針により、文部科学省所管事業分野における全ての事業者(以下 「所管分野事業者」という。)を網羅的に対象とする形式で良いか。

(2)対象となる事業者の行為の範囲

- 以下の整理で良いか。他に留意すべき事項はあるか。
 - ① 所管分野事業者がその事業を行うに当たり実施する、障害を理由とする差別 を解消するための全ての措置であり、提供するサービス、施設・設備の整備 等を含む
 - ② 事業主としての立場で労働者に対して行う措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律の定めるところによることから、対応指針の対象外とする

(3)その他

○ 所管分野事業者が従わなくとも法律違反ではないが、障害者基本法の基本的な 理念や法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれるような内容にも 言及すべきか(言及する場合は、例えば、「取り組むことが望ましい」のような 記載ぶりとすることが考えられる)。

2. 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方と事例

- (1)不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方について、文部 科学省の事業分野に共通する考え方とは何か
 - 基本方針(別紙)に即した考え方で良いか。

<u>(2)特に合理的配慮の考え方について、例えば、各分野によって特に補足</u> すべき点はあるか。

○ 例えば、初等中等教育分野においては、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会)も参照するよう言及してはどうか。

(3) それぞれの具体的な事例や好事例として記載すべきものは何か。

- あくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないとの注を付した上で、例えば次のような例を記載してはどうか。
- そのほか、ヒアリング等を踏まえて記載すべき事例はあるか。
 - ① 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例(案)
 - ※いずれも正当な理由が存在しないことを前提とする
 - ・障害者であることのみを理由として、学校への入学の出願を受理しないこ と
 - ・障害者であることのみを理由として、社会教育施設、スポーツ施設、文化 施設等の利用をさせないこと
 - ② 不当な差別的取扱いに当たらない具体例(案)
 - ・入学試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室で の受験を行うこと
 - ・障害のある児童生徒のために特別の教育課程を編成すること
 - ・学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、合理的配慮を 提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者であ る児童生徒や学生、利用者に障害の状況等を確認すること
 - ③ 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例(案)

※いずれも過重な負担が存在しないことを前提とする

- ・所管分野事業者が管理する施設・敷地内において、車椅子利用者のために 段差に携帯スロープを渡すこと
- ・学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、多様な手段に よるコミュニケーションや、分かりやすい表現を使って説明をするなどの 意思疎通の配慮を行うこと

3. 事業者における相談体制の整備及び研修・啓発

事業者の相談体制や研修・啓発に関し、対応指針に記載すべき内容は何か。

- 基本方針(別紙)も踏まえ、例えば、次の項目を盛り込んではどうか。
 - ① 相談体制
 - ・障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、 既存の顧客相談窓口等の活用や専用窓口の開設により、相談窓口を明確化 する
 - ・HP等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知する

・電話、FAX、電子メール、筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、ルビ付 与など、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を用意して対 応することが望ましい

② 研修 · 啓発

・法の規定に適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの 相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとと もに、障害に関する理解の促進に向けて努力する

4. 文部科学省における相談窓口

文部科学省の相談窓口に関し、対応指針に記載すべき内容は何か。

○ 所管分野事業者が相談する際の窓口として、各分野ごとに窓口となる電話番号、 FAX番号、メールアドレスを明記してはどうか。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 (平成27年2月24日閣議決定)(抄)

2 不当な差別的取扱い

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、 不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的 改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない 者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシ 一に配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには 当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事 務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うこ とである点に留意する必要がある。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや 各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等)及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者と の比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目 的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に 応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている 状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(2)過重な負 担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設 的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる ものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じ て変わり得るものである。

現時点における一例としては、

- ・車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
- ・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使っ

て説明をするなどの意思疎通の配慮

・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更

などが挙げられる。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。内閣府及び関係行政機関は、今後、合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、 筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。) により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。) 等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、 意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としてい ることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思 われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努める ことが望ましい。

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備(「第5」において後述)を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下 の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要 である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に その理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

(略)

2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要であり、相談等に対応する際には、障害者の性別、年齢、状態等に配慮することが重要である。

3 啓発活動

(2) 事業者における研修

事業者においては、障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進に努めるものとする。